■労働条件通知書　記入例

（建設労働者用；常用、有期雇用型）

労働条件通知書

年　　月　　日

労働者の氏名　　殿

事業主の氏名又は名称　○○建設　事業主の名前
事業場名称・所在地　本店　○○市○○番地○
〔建設業許可番号　　〕
使用者職氏名　事業主　○○　○○
雇用管理責任者職氏名

あなたを次の条件で雇い入れます。

契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（　年　月　日～　年　月　日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1　契約の更新の有無 ［自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他（　）］ 2　契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量　・勤務成績、態度　・能力 ・会社の経営状況　・従事している業務の進捗状況 ・その他（　） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間：　Ⅰ（高度専門）・Ⅱ（定年後の高齢者） Ⅰ　特定有期業務の開始から完了までの期間（　年　か月（上限10年）） Ⅱ　定年後引き続いて雇用されている期間
就業の場所	当社が請負う各建設現場、当社の作業場・倉庫
従事すべき業務の内容	大工工事 【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（　開始日：　完了日：　）
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換（(1)～(3)のうち該当するもの一つに○を付けること。）、所定時間外労働の有無に関する事項	1　始業・終業の時刻等 (1) 始業（　8　時　00分）　終業（　17時　00分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（　）単位の変形労働時間制・交替制として、 次の勤務時間の組み合わせによる。 始業（　時　分）　終業（　時　分）　（適用日　） 始業（　時　分）　終業（　時　分）　（適用日　） 始業（　時　分）　終業（　時　分）　（適用日　） (3) ﾌﾚｯｸｽﾀｲﾑ制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾀｲﾑ（始業）　時　分から　時　分、 （終業）　時　分から　時　分、 ｺｱﾀｲﾑ　時　分から　時　分） ○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条、第　条～第　条 2　休憩時間（90）分 3　所定時間外労働の有無（有、無）
休　日	・定例日；毎週土・日曜日、~~国民の祝日~~、その他（　） ・非定例日；週・月当たり　日、その他（　） ・1年単位の変形労働時間制の場合－年間　日 ○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条
休　暇	1　年次有給休暇　6か月継続勤務した場合→　10日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇　（有・無） →　か月経過で　日 時間単位年休（有・無） 2　代替休暇（有・無） 3　その他の休暇　有給（　） 無給（　） ○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条

（次頁に続く）

賃　　金	1　基本賃金　イ　月給（　　円）、ロ　日給（１８,０００円） ハ　時間給（　　円）、 ニ　出来高給（基本単価　　円、保障給　　円） ホ　その他（　　円） ヘ　就業規則に規定されている賃金等級等 2　諸手当の額又は計算方法 イ（資格手当　20,000円　／計算方法：取得資格に応じて支給　） ロ（　手当　　円　／計算方法：　　） ハ（　手当　　円　／計算方法：　　） ニ（　手当　　円　／計算方法：　　） 3　所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ　所定時間外、法定超　月６０時間以内（　２５）％ 月６０時間超　（　５０）％ 所定超　（　０）％ ロ　休日　法定休日（　３５）％、法定外休日（　０）％ ハ　深夜（　２５）％ 4　賃金締切日　毎月　月末 5　賃金支払日　毎月　２０日 6　賃金の支払方法（　本人指定の口座振込　） 7　労使協定に基づく賃金支払時の控除（無　，有（親睦会費）） 8　昇給（　有（時期、金額等　職務能力に応じて　）　，　無　） 9　賞与（　有（時期、金額等　６月、１２月　２０万円）　，　無　） 10　退職金（　有（時期、金額等　建退共証紙貼付　）　，　無　）
退職に関する事項	1　定年制　（　有　（６０歳）　，　無　） 2　継続雇用制度（　有（６５歳まで）　，　無　） 3　自己都合退職の手続（退職する３０日以上前に届け出ること） 4　解雇の事由及び手続 （災害や事業縮小など当社都合、職務命令に反する違反行為、不正行為、30日前に予告するか予告手当を払って解雇） ○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条
そ　の　他	・社会保険の加入状況（　厚生年金　健康保険　厚生年金基金　その他（　　）） ・雇用保険の適用（　有　，　無　） ・　中小企業退職金共済制度（建設退職共済制度を含む。） （加入している　，　加入していない） ・寝具貸与　有（有料（　　円）・無料）・無 ・食費（１日　　円） ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名　　担当者職氏名　　（連絡先　　） ・その他（　　） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算５年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「５年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。

※　以上のほかは、当社就業規則による。

※　ここに明示された労働条件が、入職後事実と相違することが判明した場合に、あなたが本契約を解除し、１４日以内に帰郷するときは、必要な旅費を支給する。

※　本通知書の交付は、労働基準法第１５条に基づく労働条件の明示及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律第７条に基づく雇用に関する文書の交付を兼ねるものである。